

## 道路上への駐輪はやめましょう！（姫路市から学生の皆さんへのお願い）

姫路市では、法令に基づき、市が管理する道路などに置かれた放置自転車等の撤去を行っています。以前に比べると放置自転車はずいぶん減りましたが、それでも年間千台以上の自転車が市道上から撤去されています。

道路などに放置された自転車は通行の邪魔になるだけでなく、自転車よりも背丈の小さな子どもや歩行の不安定なお年寄り、体の不自由な方などにとってはとても危険なものです。自転車を利用される皆さんは、道路上に自転車を停めるのではなく、短時間であっても駐輪場を利用するように心がけてください。また、駐輪場を利用するときも、他の利用者の迷惑にならないようきちんと整列して駐輪し、通路や駐輪スペース外への駐輪はやめましょう。

Q1 「放置自転車」とは何ですか。

A1 道路などに自転車を停めて、乗っている人がその場から離れてすぐに動かせない状態になれば、短い時間でも「放置」自転車となります。（法律では、「自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるもの」が放置自転車と定義されています）

Q2 なぜ道路に自転車を停めてはいけないのですか。

A2 道路に自転車を停めると歩行者や自動車の通行の邪魔になり、交通事故などの原因になることがあります。また、自転車が倒れて子供にけがをさせたり、歩行者が衣服をひっかけて破いてしまうなどの事故も起こります。特に、点字ブロックの周りや、多くの人や車が通る交差点の近くに自転車を停めると、大きな事故につながる危険があります。

Q3 通っている塾、買い物をするお店、自分や友達の家の前でも、道路に停めてはいけませんか。

A3 道路は多くの人が通る場所です。自分の家や店の前でも、道路を勝手に駐輪場として使うことはできません。これは歩道であってももちろん同じです。道路に自転車を停めると不法駐輪になりますので、敷地内や駐輪場に停めましょう。

Q4 道路に自転車を放置するとどうなりますか。

A4 持ち主がそばにいない自転車を道路上に見つくと、道路管理者等は自転車に警告書を貼り、移動するよう警告します。警告から一定期間経過しても自転車が放置されている場合は撤去し、自転車保管場所で約6か月保管したのち処分します。

姫路市では、自転車等放置禁止区域に指定された場所を中心に、土日を含むほぼ毎日巡回を行っており、禁止区域では警告から早ければ数時間で自転車等を撤去しています。なお、夕方以降の放置が増えているため、夕方以降の撤去を強化する予定です。